

令和 8 年度第 4 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 7 月 10 日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 中会議室
3. 開 会 令和 8 年 7 月 10 日 午前 10 時 00 分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 会長  | 中嶋 英徳 | 3 番 | 上野 美登 | 5 番 | 吉田 一明 |
| 6 番 | 池上 一也 | 7 番 | 宮本 静子 | 8 番 | 坂本 敦子 |
| 9 番 | 坂井 隆浩 |     |       |     |       |

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 腹赤区域    | 福田 政司 | 池上 春男 |
| 六栄区域    | 木原 大介 | 藤井 豊  |
| 長洲・清里区域 | 濱崎 伸二 |       |

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

|     |      |     |       |      |       |
|-----|------|-----|-------|------|-------|
| 2 番 | 石井 裕 | 4 番 | 菊本 耕二 | 10 番 | 上田 正三 |
|-----|------|-----|-------|------|-------|

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 福本 親康 | 平木 誠志 | 土山 道直 |
|-------|-------|-------|

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 農業委員会事務局 | 局長   | 長谷川 元 |
| 農業委員会事務局 | 局長補佐 | 鈴木 康博 |
| 農業委員会事務局 | 書記   | 浦田 慶広 |

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 5 号      農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・ 報告第 6 号      農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 13 号      農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 14 号      農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 15 号      非農地証明交付申請について
- ・ 議案第 16 号      農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和 8 年度第 4 回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、こんにちは。先ほども話をしておりましたが、梅雨が一昨日明けまして、また暑い日が続きます。今年は例年になく非常に雨が多かったのかなあという気がしておりますけれども、また今から熱い日が続きます。先ほども話した通り、今から暑くなりますので、日中は家の中でゆっくり過ごして頂きたいと思います。7 月から現地確認作業が入ってきます。これも朝夕涼しい時に行っていただけたらと思います。大型農家が麦を作った後も今は田植えで忙しいのでまだ何もされていないと思います。現地確認に行っても畔草は植わつとるし、中は麦を刈ったままという事で確認に行っても、これは管理してあつとだらうかと迷うくらい何もしてないと思います。8 月盆明け位になったらある程度管理が終わつとると思います。そういう所もちょっとチェックしながら見ていただけたらと思います。今日は人間が少ないようですけれども、会議は成立しておりますので、よろしくお願いいたします。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、2 番 石井委員、4 番 菊本委員、10 番 上田委員の方から欠席の届け出の連絡があっております。また 最適化推進委員の福本委員、平木委員、土山委員からも欠席との連絡があっております。それから、濱崎委員が少し遅れてこられるという事で連絡があっております。

本日の出席委員は 10 名中 7 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入りたいと思います。本日の提出議案は、

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について

議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 15 号 非農地証明交付申請について

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について  
を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 8 番 坂本委員 9 番 坂井委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1 ページです。「報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 2 番になります。届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。以上で、報告第 5 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 5 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。2 ページです。「報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 2 ページ、受付番号 8 番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。最終ページにですね、今回の合意解約またその新たな契約も入っておりますので、後ほど説明させていただきます。以上で、報告第 6 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 6 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。3 ページから 10 ページです。「議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、議案第 13 号 受付番号 4 番と 5 番については、交換による所有権移転ですので一括して議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、次の通り提出いたし

ます。

こちらが、議案第 13 号 受付番号 4 番および 5 番の申請人は平木推進委員という事で、本来は、審議の方に加わることでないんですけども、本日欠席されておりますので、引き続いて議案の説明をさせていただきます。議案書の 5 ページから 6 ページが、受付番号 4 番 7 ページから 8 ページが、受付番号 5 番となります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、交換による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、4 番の申請人は現在、経営面積 5,499 m<sup>2</sup>、農作業歴 50 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことです。機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、耕うん機 1 台を所有しておられます。通作距離につきましては、自宅の隣接地になるということです。

5 番の申請人は現在、経営面積 9,746 m<sup>2</sup>、農作業歴 50 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、田植え機 1 台を、営農トラック 1 台を所有しておられます。通作距離につきましては、自宅から約 10 分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するとのことです。以上、受付番号 4 番と 5 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を地区担当推進委員の平木委員は申請人でありますので、農業委員の 2 番 石井委員にお願いしたところですが、欠席でございます。一応石井委員から現地確認のコメントをいただいておりますので代読いたします。受付番号 4 番 場所は、向野から折地の踏切を渡って 100m 位行った 右奥で畑を交換する事で段差はあるものの、一枚の畑になる形なので何も問題ないと思われます。

(中嶋会長)

事務局より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 13 号 受付番号 4 番と 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 13 号 受付番号 4 番と 5 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

それでは、次に進みます。議案書 9 ページから 10 ページです。受付番号 6 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 9 ページから 10 ページ、受付番号 6 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 95,789 m<sup>2</sup>、農作業歴 14 年以上の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのこと。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、コンバイン 1 台、営農トラック 2 台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から車で約 10 分程度ということ。

地域との調和要件、役割分担につきましては、農地として利用するので周辺農地への耕作に影響はなく、農薬使用については、地域の防除基準に従うとともに地域での取り決めに遵守し話し合いや活動へ参加するとのこと。以上、受付番号 6 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 2 番 石井委員にお願いしたいのですが、欠席です。現地確認のコメントをいただいておりますので代読します。受付番号 6 番 場所は古城から高田区の入り口の三差路の右で、手前の畑も同じ人が購入しているので、前の案件と同じで、一枚ものになる形なので問題ないと思います。

(中嶋会長)

続きまして平木推進委員にお願いしたいのですが、欠席です。現地確認の結果、問題ないとの報告をいただいております。

(中嶋会長)

事務局より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 13 号 受付番号 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 6 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。11 ページから 14 ページです。議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規

定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 11 ページから 14 ページ、受付番号 3 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲中学校の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 ページから 9 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては物置設置による敷地拡張のための贈与による所有権移転ということになっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種・第 3 種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合に原則として許可になります。

資力につきましては、残高証明書が事業費より超過しておりまして、適当と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 8 年 8 月 10 日より着工予定、令和 8 年 10 月 31 日完成予定ということで、適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、面積が過大であるとは認められないため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、物置の設置工事の際に、周辺に迷惑を掛けないように留意し、周辺農地へのガス、湧水、捨石及び粉塵等や日照、通風、耕作への影響などの被害発生はないと考えられており、万が一被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は責任を持って解決するとのことでした。以上、受付番号 3 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 4 番 菊本委員にお願いしたいところですが、本日は欠席です。現地確認の結果、問題ないとの報告をいただいております。

(中嶋会長)

続きまして、推進委員の福田推進委員にご意見を伺います。

(福田推進委員)

推進委員の福田です。場所が分からなかったため前の町会議員の方に案内してもらって行きました。別に問題ないと思われました。以上 審議のほどよろしく願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 14 号 受付番号 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 14 号 受付番号 3 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。16 ページから 18 ページです。「議案第 15 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 15 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。議案書の 16 ページから 18 ページ 受付番号 2 番です。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

説明資料の 10 ページに現況写真を載せております。申請理由につきましては、現地は既に原野化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。土地所有者からの申請により、非農地通知書を交付するためご審議いただくものです。以上、議案第 15 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ここは、とてもじゅるかところでした。だけん前からなんも作ってなかところでした。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。19 ページから 23 ページです。「議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案が提出され、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められましたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、20 ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の総括表となり、上段が今回の分、下段の表が今年度のトータル 一覧表 総括表となります。

21 ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積が表示されております。

詳細につきましては、22 ページ 賃借権 4 件 9 筆 14,475.00 m<sup>2</sup>、23 ページ 使用貸借権 1 件 1 筆 1,176.00 m<sup>2</sup>となっております。以上、議案第 16 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 16 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案についてはすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 公務災害の保障制度の共済加入について
- 2 農地の貸借相談について
- 3 農業委員会女性委員研修会について
- 4 支払明細書について

（中嶋会長）

それでは これをもちまして、令和 8 年度第 4 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

（長谷川事務局長）

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 53 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印